

健総発第0318002号 平成21年3月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長

「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」の 作成について

がん対策基本法(平成18年法律第98号)第11条の規定に基づき、がん対策推進計画(以下「計画」という。)が、大部分の都道府県において策定されたところであり、計画に記載されている施策のうち、「がん医療」、「たばこ対策」及び「がん検診」に係る3つの取組については、特に都道府県が主体となって取り組むことが必要不可欠な分野とされているところである。

このため、当該取組のための具体的な対処方針を、別添の「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」(以下「取組」という。)を参考として作成する等により、都道府県が主体となってがん対策のより一層の推進に取り組まれるようよろしくお願いする。

「取組」の作成にあたっては、地域の実情に即した目標項目及び到達目標を定めるほか、都道府県、市区町村、医療機関、職域、住民、がん患者及びその家族といった、実施主体別の取組を併せて定めるとともに、その作成や進行管理については、各都道府県に設置されているがん対策に関する協議会等の意見を聴きながら実施するようご配慮方よろしくお願いする。

また、当課において、「取組」の進捗状況を把握するため、「取組」の内容及び進捗状況に関する評価結果を、健康局総務課がん対策推進室長あてに、毎年10月31日までに報告いただくようよろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

0.0%

【年齢調整死亡率】

減少割合

全がん

•部位別

大腸

肝臓

肺

乳房

食道

膵臓

子宮

卵巣

膀胱

前立腺

胆のう

胃

〇がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組

がん医療に関する取組(例)

【目標】がん医療の均てん化

【年齢調整死亡率】 (人口10万対)

- 全がん O.O%
- •部位別

市位別 胃 O.0% 大腸 O.0% 肝臓 O.0% 肺 O.0% 乳房 O.0% 食道 O.0% 胆のう O.0% 膵臓

膵臓O.O%子宮O.O%卵巣O.O%

前立腺 O.O% 膀胱 O.O%

リンパ組織 0.0%

【緩和ケア】

緩和ケア研修を行う 指導医師数 〇人 指針に基づく研修会の 修了医師数 〇人 緩和ケア研修を行う 病院数 〇カ所

【在宅医療】

在宅療養支援診療所 〇カ所

がん患者の在宅での 死亡割合 〇%

【地域連携】

がん診療連携拠点病院 における地域連携クリティカルパス整備率 〇%

【相談支援及び情報提供】 がん対策情報センターに よる研修を終了した相談員

〇人

がんによる死亡者の減少、 患者のQOL向上を目指したがん医療の推進

- <都道府県>
- ・都道府県及び地域がん診療連携拠病院の 診療成績及び診療機能(機器整備、専門医 の状況を含め)公表
- ・個別の医療分野で優れた診療実績を有する 医療機関の診療成績及び診療機能(機器整備、専門医の状況を含め)公表

放射線及び化学療法の推進

- <都道府県>
- ・がん診療を担う医療機関における放射線療法及 び化学療法に関する実施状況や体制の把握、 医療計画への反映
- <医療機関>
- ・がん診療連携拠点病院を中心に、①互いに足り ない診療機能の補完等により医療機関の役割 分担・連携を強化、②医療従事者(医師、診療 放射線技師、看護師、薬剤師など)の育成のため の研修及び指導体制を整備

がん医療の 均てん化

緩和ケアの充実

〈都道府県〉

- ・がん診療に関わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修を定期的に実施
- 〈医療機関〉
- ・がん診療連携拠点病院を中心として、二次医療圏ごとに「緩和ケアの地域ネットワーク」を設置

在宅医療の充実

〈都道府県〉

- ・在宅医療における診療所、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等の連携モデル事業立ち上げ 〈医療機関〉
- ・二次医療圏ごとに「在宅医療のネットワークに関する地域連絡会」を設置

地域連携の充実

〈都道府県〉

- ・都道府県がん診療連携協議会の支援や、地域ごとに設置される診療ネットワークの支援 〈医療機関〉
- ・がん診療連携拠点病院を中心に、二次医療圏ごとに、①互いに足りない診療機能の補完等により医療機関の 役割分担・連携を強化するともに、専門的な医療機関による地域の医療機関に対する支援体制の強化、 ②医療従事者(医師、診療放射線技師、看護し、薬剤師など)の育成のための研修及び指導体制を整備

がん医療に関する相談支援及び情報提供〈都道府県・医療機関〉

•相談支援センターにおける情報提供体制の充実。

医療の【緩和ケア】

緩和ケア研修を行う 指導医師数 〇人 指針に基づく研修会の 修了医師数 〇人 緩和ケア研修を行う 病院数 〇カ所

リンパ組織 〇.〇%

【在宅医療】

在宅療養支援診療所 〇カ所

がん患者の在宅での 死亡割合 〇%

【地域連携】

がん診療連携拠点病院 における地域連携クリティ カルパス整備率 〇%

【相談支援及び情報提供】 がん対策情報センターに よる研修を終了した相談員

OV

1. がん医療の均てん化

(1)目標項目

- ・がんによる死亡者の減少、患者のQOL向上を目指したがん医療の推進
- 放射線及び化学療法の推進
- ・緩和ケアの充実
- 在宅医療の充実
- ・地域連携の充実
- ・がん医療に関する相談支援及び情報提供

(2) 到達目標と各機関等のアクションプラン(例)

到達目標	玛	見状	目標(目標(平成24年)			
がん年齢調整死亡率の減少	全がん年齢訓		全がん年齢	冷調整死亡率			
	()	(口 10 万対)	減少率	0.0%			
	0.0						
	部位別年齢訓	問整死亡率	部位別年的	怜調整死亡率			
	()	(口 10 万対)	減少率				
	胃	O. O%	胃	O. O%			
	大腸	O. O%	大腸	O. O%			
	肝臓	0.0%	肝臓	O. O%			
	肺	0.0%	肺	O. O%			
	乳房	0.0%	乳房	O. O%			
	食道	0.0%	食道	O. O%			
	胆のう	0.0%	胆のう	O. O%			
	膵臓	0.0%	膵臓	O. O%			
	子宮	0.0%	子宮	O. O%			
	卵巣	0.0%	卵巣	O. O%			
	前立腺	0.0%	前立腺	O. O%			
	膀胱	0.0%	膀胱	O. O%			
	リンパ組織	哉 〇. 〇%	リンパ組織	敞 ○.○%			
・緩和ケア研修を行う指導医師数		〇人		O人			
・指針に基づく研修会の終了医師数		O人		O人			
• 在宅療養支援診療所	〇カ所			〇カ所			
・がん患者の在宅での死亡割合		0.0%		0.0%			
がん診療連携拠点病院における地							
域連携クリティカルパス整備率		0%		0%			
がん対策情報センターによる研修							
を終了した相談員		〇人		O人			

①がんによる死亡者の減少、患者のQOL向上を目指したがん医療の推進

行政		医療機関	関係団体	県民、患者・
都道府県	市町村		(看護協会、	家族
			薬剤師会等)	
• 都道府県及	・ が ん 診 療	・各医療機関において、医師や看護師	・専門職の	・県内のが
び地域がん	を行って	等が、それぞれの専門性をいかした	質の向上	ん医療機
診療連携拠	いる医療	多職種によるチーム医療を提供で	のための	能の現状
点病院の診	機関の医	きる体制を整備し、質の高いがん医	研修会の	を知ると
療成績及び	療機能を	療を提供	開催	ともに、
診療機能(機	都道府県	・がん診療を行う医療機関は、診療ガ		今後必要
器整備、専	などから	イドラインに準ずる標準的治療を		な医療機
門医の状況	の情報を	実施するするとともに、がん性疼痛		能につい
を含め)公表	もとに把	等の身体症状の緩和や精神心理的		て提案
・個別の医療	握	な問題への対応し、治療の初期段階		
分野で優れ		から緩和ケアを実施		
た診療実績		・都道府県がん診療連携拠点病院は、		
を 有する		都道府県がん診療連携協議会を設		
医療機関の		置するとともに、必要に応じて緩和		
診療成績及		ケア部会等の部会を設置すること		
び診療機		により、地域の特性に応じた連携体		
能(機器整		制を構築。		
備、専門医の		・がん診療連携拠点病院を中心に、二		
状 況 を 含		次医療圏ごとに、①互いに足りない		
め)公表		診療機能の補完等により医療機関		
・がん診療を		の役割分担・連携を強化するとも		
担う医療機		に、専門的な医療機関による地域の		
関の診療体		医療機関に対する支援体制の強化、		
制等を把握		②医療従事者(医師、診療放射線技		
し、医療計画		師、看護師、薬剤師など)の育成の		
への反映		ための研修及び指導体制を整備し		
		ていく。必要に応じて、がんの種類		
		ごとに、地域の診療ネットワークの		
		構築を行う。		

②放射線及び化学療法の推進

行政	女	医療機関	関係団体	県民、患者・
都道府県	市町村		(看護協会、	家族
			薬剤師会等)	
・がん診療を	・がん診療	・がん診療を行う医療機関は、診療ガ	・専門職の	・県内のが
担う医療機	を行って	イドラインに準ずる標準的治療を	質の向上	ん医療機
関における	いる医療	実施	のための	能の現状
放 射 線 療 法	機 関 の 医	・がん診療連携拠点病院は、専門的な	研修会の	を知ると
及び化学療	療機能を	放射線療法や化学療法を提供する	開催	ともに、
法に関する	都道府県	体制を整備するとともに、集学的治		今後必要
実 施 状 況 や	などから	療が実施されるようキャンサーボ		な医療機
体制の把握、	の情報を	ードを設置し定期的に開催するな		能につい
医療計画へ	もとに把	どにより、診療科間の連携を促進		て提案
の反映	握			

③緩和ケアの充実

行政	· 汝	医療機関	関係団体	県民、患者・
都道府県	市町村		(看護協会、	家族
			薬剤師会等)	
・開催指針に	・ がん 診療	・がん診療を行う医療機関は、がん性	・専門職の	・県内のが
準拠したが	を行って	疼痛等の身体症状の緩和や精神心	質の向上	ん医療機
ん診療に携	いる医療	理的な問題へ対応し、治療の初期段	のための	能の現状
わる医師に	機関の医	階から緩和ケアを実施	研修会の	を知ると
対する緩和	療機能を	・がん診療連携拠点病院は、緩和ケア	開催	ともに、
ケア研修会	都道府県	チームを配置し専門的な緩和ケア		今後必要
が円滑に実	などから	を実施するとともに、緩和ケア外来		な医療機
施されるよ	の情報を	を設置。また、緩和ケアや在宅医療		能につい
う、関係団体	もとに把	に携わる医療従事者を対象とした		て提案
等と連携し、	握	緩和ケアに関する相談窓口を設置		
必要な支援		・がん診療連携拠点病院を中心とし		
を実施		て、二次医療圏ごとに「緩和ケアの		
・がん診療に		地域ネットワーク」を設置し、緩和		
関わる医療		ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケア		
従事者を対		チーム、在宅療養支援診療所、訪問		
象とした緩		看護ステーション・薬局等の地域ご		
和ケア研修		との連携を推進し、切れ目のない緩		
を定期的に		和ケアを提供していく。		
実施		・がん診療連携拠点病院等は、開催指		
・がん診療を		針に準拠したがん診療に携わる医		
担う医療機		師に緩和ケア研修会をはじめとし		
関における		た医療従事者に対する緩和ケアに		
緩和ケアに		関する研修を実施。		
関する実施				
状況や体制				
の把握、医療				
計画への反				
映				

④在宅医療の充実

行政	女	医療機関	関係団体	県民、患者・
都道府県	市町村		(看護協会、	家族
			薬剤師会等)	
・在宅医療に	がん診療	・二次医療圏ごとに「在宅医療のネッ	・専門職の	・県内のが
おける診療	を行って	トワークに関する地域連絡会」を設	質の向上	ん医療機
所、在宅療養	いる医療	置し、医療機関同士の連携を推進す	のための	能の現状
支援診療所、	機関の医	るとともに、緩和ケアに関するネッ	研修会の	を知ると
訪問看護ス	療機能を	トワークと有機的な連携体制を構	開催	ともに、
テーション	都道府県	築。		今後必要
等の連携に	などから	・在宅医療の充実を目的に、診療所、		な医療機
関するモデ	の情報を	在宅療養支援診療所、訪問看護ステ		能につい
ル事業の立	もとに把	ーション、保険薬局に従事する医療		て提案
ち上げ	握	従事者等に対し、研修等を実施。		・要介護認
・在宅医療を	・がん患者の	・要介護認定に用いる資料(主治医意		定にかか
担う医療機	要介護認定	見書等)を速やかに提出する。		る調査を
関の把握、医	の手続きを			迅速にう
療計画への	さらに迅速			けられる
反映	化する。			よう協力
				する。

⑤地域連携の充実

行政		医療機関	関係団体	県民、患者・
都道府県	市町村		(看護協会、	家族
			薬剤師会等)	
・都道府県が	・ が ん 診 療	・都道府県がん診療連携拠点病院は、	・専門職の	・県内のが
ん診療連携	を行って	都道府県がん診療連携協議会を設	質の向上	ん医療機
協議会の支	いる医療	置するとともに、必要に応じて緩和	のための	能の現状
援や、地域ご	機関の医	ケア部会等の部会を設置すること	研修会の	を知ると
とに設置さ	療機能を	により、地域の特性に応じた連携体	開催	ともに、
れる診療ネ	都道府県	制を構築。		今後必要
ットワーク	などから	・がん診療連携拠点病院を中心に、二		な医療機
の支援を行	の情報を	次医療圏ごとに、①互いに足りない		能につい
う	もとに把	診療機能の補完等により医療機関		て提案
	握	の役割分担・連携を強化するととも		
		に、専門的な医療機関による地域の		
		医療機関に対する支援体制の強化、		
		②医療従事者(医師、診療放射線技		
		師、看護師、薬剤師など)の育成の		
		ための研修及び指導体制を整備し		
		ていく。必要に応じて、がんの種類		
		ごとに、地域の診療ネットワークの		
		構築を行う。		
		・がん診療連携拠点病院を含む専門		
		的ながん医療を提供する医療機関		
		は、セカンドオピニオンを提示する		
		体制を整備するとともに、セカンド		
		オピニオンを実施する医療機関の		
		一覧表を共有する。		

⑥がん医療に関する相談支援及び情報提供

行政		医療機関	関係団体	県民、患者・
	市町村	应/泳 ∖ 成 (天)	(看護協会、	家族
都道府県 	印四外			多庆
			薬剤師会等)	
・相談支援セ	・がん診療	・相談支援センターにおける情報提	・がんに関	・県内のが
ンターにお	を行って	供体制の充実。	する正し	ん医療機
ける情報提	いる医療	・各医療機関は、診療の実施状況等に	い知識に	能の現状
供体制の充	機関の医	ついて、ホームページ等により情報	ついての	を知ると
実	療機能を	公開をしていく	普及啓発	ともに、
	都 道 府 県		に取り組	今後必要
	などから		むことに	な医療機
	の情報を		より、地	能につい
	もとに把		域住民の	て提案
	握		適切な受	
			療行動を	
			促すとと	
			もに、誤	
			解に基づ	
			く不安等	
			を解消し	
			ていく。	

たばこ対策に関する取組(例)

【目標】たばこの健康影響についての普及啓発、未成年者の喫煙防止、受動喫煙対策のための環境整備、禁煙指導の充実

現状

喫煙率

成人 男 0.0% 女 0.0%

未成年者 妊婦 0.0%

喫煙率 (全国)

成人

39.3%

11.3% 女

妊婦 10.0%

未成年者 中学3年

男 7.3%

女 4.8%

高校3年

21.3%

女 9.7%

喫煙者

- 1. たばこに関する知識の普及
- <都道府県>
- たばこによる健康被害と禁煙に関する 煙治療とサポート、情報の入手先等) <職域>
- 禁煙教育の標準化・強化
- ・保健所からの禁煙に関する社会資源 についての情報提供
- <市町村・保険者>
- 正しい情報と啓発活動の実施
- <医療機関・専門家組織>
- ・各種検診・検診時、たばこによる

- 健康被害に関する情報提供
- 啓発活動(たばこによる健康障害、禁・「全がん協禁煙推進行動計画」の周知
 - ・たばこによる健康被害と禁煙に関する 正しい情報と啓発活動の実施
 - ・禁煙指導・治療の情報提供
- ・職域検診における、たばこによる健康被害、 ・たばこによる健康被害と禁煙に関する 妊娠中の喫煙がこどもに及ぼす影響の周知 <住民>
 - ・家庭内でのたばこによる健康被害と 禁煙に関する正しい情報の共有
- 2. 禁煙支援プログラム
- ・禁煙治療のできる医療機関の広報 <都道府県>
- 自治体職員への禁煙サポート
- <市町村・保険者>
- 既存の保健関連事業における禁煙指 ・産業医講習会プログラムへの禁煙 導方法の開発・標準化とその普及(都 サポート・禁煙治療の組入れ 道府県との協力)
- ・自治体職員への禁煙サポート

- 〈医療機関・専門家組織〉
- すべての公立医療機関における禁 煙治療、またはなんらかの禁煙サポ ートの実施・提供
- 禁煙治療技術の普及活動
- <職域>
- ・検診の場等における禁煙指導
- ・職員への禁煙サポートの実施

関心期 熟考期 (0.0%)準備期 (0.0%)

無関心期

(0.0%)

禁煙の実行

喫煙率

男 0.0%以下

女 0.0%以下

未成年者•妊婦

0.0%

成人

禁煙の持続

非喫煙の維持

とした普及活動の組織化 <職域>

> ・職場の全館禁煙化実施のための 委員会の組織化

がん診療連携拠点病院を中心

- ・産業医・保健所への支援要請
- <住民>
- 家庭内での受動喫煙の防止

3. 環境・制度面の支援 <都道府県> ・飲食店の禁煙・分煙化の指導 公的施設、学校の敷地内禁煙

・「全面禁煙施設」の広報 ・健康増進法第25条の努力義務

を有する全施設および市民への 同条項の周知の徹底

非喫煙者

出典:大阪府立成人病センターホームページの資料を改変

2. たばこ対策

(1)目標項目

- ・ たばこの健康影響についての普及啓発
- 未成年者の喫煙防止
- ・受動喫煙対策のための環境整備
- 禁煙指導の充実

(2) 到達目標と各機関等のアクションプラン(例)

到達目標	現状	目標(平成24年)
喫煙する者の割合(男性)	0.0%	0.0%以下
(女性)	0.0%	0.0%以下

① たばこに関する正しい情報と啓発活動

行	政	医療機関	職域	県民、患者・家族
都道府県	市町村			
・たばこによる健康	・既存の保健関連事	・医師会·病院	・実施のための	
被害の啓発	業(住民健診/妊	協会等での委	委員会の組織	
・禁煙治療と禁煙サ	婦健診/妊婦教室	員会の組織	化	
ポートの啓発	等)における喫煙	化、行動計画	• 禁煙指導·治	
・禁煙に関する情報	者への禁煙支援の	策定	療に関する情	
の入手先の啓発	実施	・目標達成度の	報提供	
・広報紙へのニコチ	・広報紙へのニコチ	定期的なモニ	・職域検診にお	
ン依存度チェック表	ン依存度チェック表	タリング	ける、たばこに	
の掲載	の掲載		よる健康被	
・健康づくり応援店	・継続して喫煙して		害、妊娠中の	
をHPで紹介	いる妊婦に、妊娠5		喫煙がこども	
	ヶ月目に喫煙の害		に及ぼす影響	
	についてのパンフ		の周知	
	レットを送付			
	・母子手帳交付時の			
	禁煙相談、パンフ			
	レットの配布			
	・健康づくり応援店を			
	HPで紹介			

② 学校における禁煙教育の標準化・強化

行	 政	医療機関	職域	県民、患者·家族
 都道府県	市町村		450-50	
・保健部局と教育部	・ 保健部局と教育部			
局による喫煙対策	局による喫煙対策			
協議会の組織化	協議会の組織化			
・依頼のあった学校	・ 依頼のあった学校			
の児童・生徒に対	の児童・生徒に対			
して喫煙防止教育	して喫煙防止教育			
の実施	の実施。			

③ 健康増進法25条の努力義務を有する全施設における受動喫煙防止策の実施

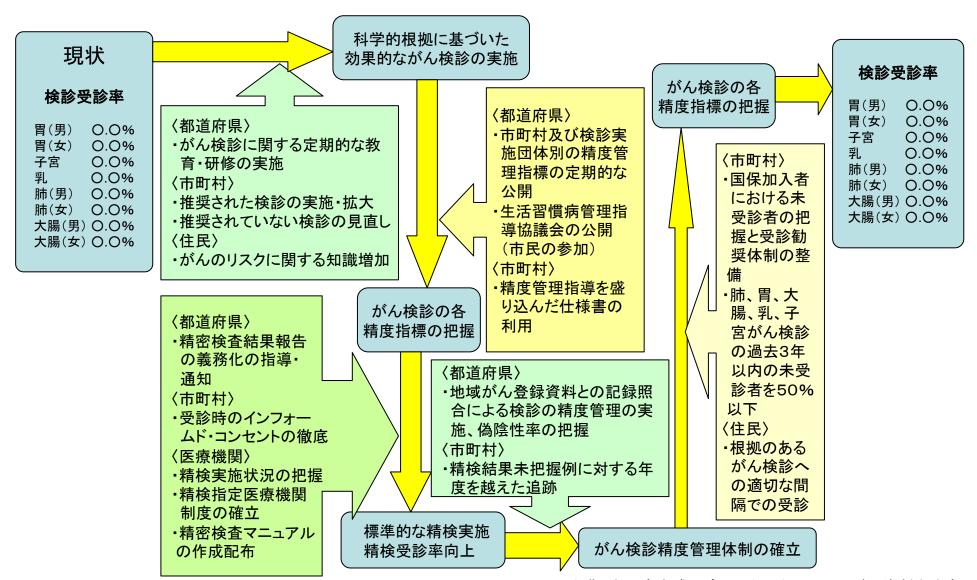
行政		医療機関	職域	県民、患者
都道府県	市町村			▪家族
・施設禁煙化の行動	・ 施設禁煙化の行動	・施設禁煙化の	・喫煙場所の制	
計画の策定	計画の策定	行動計画の策	限、喫煙場所	
・目標達成度の定期	・ 目標達成度の定期	定	の使用時間の	
的なモニタリング	的なモニタリング		制限	
・自治体内の「全面	・自治体内の「全面			
禁煙施設」の広報	禁煙施設」の広報			
・健康増進法25条	・健康増進法25条			
の努力義務を有す	の努力義務を有す			
る全施設及び市民	る全施設及び市民			
への同条項の周知	への同条項の周知			
の徹底	の徹底			
・長時間の受動喫煙	・ 喫煙場所の制限、			
の可能性のある飲	喫煙場所の使用時			
食店における禁	間の制限			
煙・分煙化の指導				
・喫煙場所の制限、				
喫煙場所の使用時				
間の制限				

④ 禁煙指導の充実

テージー・テージー・デー	行政			医療機関		職域	旧	.民、患者・家族
	以		1	公 尔(及(天)		叫北北	সং	:氏、忠日 张
都道府県		市町村						
・自治体職員への禁	-	自治体職員への禁	•	医療機関にお	•	職域健診の場	•	家庭内でのた
煙サポート		煙サポート		ける禁煙治療		等における喫		ばこに関する
保健所職員に対す	•	既存の事業におけ		技術の普及活		煙者への禁煙		正しい情報の
る禁煙サポート・治		る禁煙指導方法の		動(「禁煙ガイ		指導		共有
療に関する研修		開発・標準化とその		ドライン」、「禁	•	職員への禁煙	•	家庭内での受
・禁煙外来や禁煙支		普及(都道府県と		煙治療のため		サポートの実		動喫煙の防止
援薬局等の禁煙相		の協力)		の標準手順		施		
談を実施する医療	-	禁煙外来や禁煙支		書」の広報)	•	禁煙治療ので		
機関窓口一覧を案		援薬局等の禁煙相	-	都道府県·市		きる医療機関		
内		談を実施する医療		町村医師会に		の広報		
		機関窓ロ一覧を案		よる産業医講		産業医•保健		
		内		習会プログラ		所等への支援		
				ムへの禁煙サ		要請		
				ポート·禁煙治				
				療の組み入れ				
			•	禁煙治療ので				
				きる医療機関				
				の広報				
				禁煙希望者へ				
				の禁煙指導				

がん検診に関する取組(例)

【目標】がん検診の精度管理、受診率の向上



出典:大阪府立成人病センターホームページの資料を改変

3. がん検診対策

(1)目標項目

- ・がん検診の受診率の向上
- ・ がん検診の精度管理の均てん化

(2) 到達目標と各機関等のアクションプラン(例)

到達目標	現状	目標(平成24年度)
検診受診率		
胃 (男)	O. O%	O. O%
胃(女)	O. O%	O. O%
子宮	O. O%	O. O%
乳	O. O%	O. O%
肺 (男)	O. O%	O. O%
肺 (女)	O. O%	O. O%
大腸 (男)	O. O%	0.0%
大腸 (女)	O. O%	0.0%

①がん検診の受診率の向上

行政		医療機関	職域	県民、患者·家族
都道府県	市町村			
		・医療(から) を ・医療の ・医療が ・医療が ・医療が ・医療が ・医の ・との ・との ・との ・との ・との ・との ・との ・と	・受診者が増えるような検診の工夫	・ハイリスク情 報に関する知 識の増加

②がん検診精度管理の均てん化

行政		医療機関	職域	県民、患者·家族
都道府県	市町村			
・市町村及び検診実	・科学的根拠に基づ	・標準的ながん		・適正年齢、適
施団体の精度管理	いた検診の実施	検診精密検査		正間隔でのが
指標の定期的な公	(ガイドライン等で	の実施		ん検診の受診
開	推奨されていない	・がん検診精密		
生活習慣病管理指	がん検診の見直	検査報告体制		
導協議会の公開又	L)	の確立		
は市民の参加	・精度管理指導を盛	・地区医師会に		
・地域がん登録資料	り込んだ仕様書の	おけるがん検		
との記録照合によ	利用	診精度管理の		
る検診の精度管理		実施		
の実施、偽陰性率		・がん検診の精		
等の把握		密検査実施状		
・がん検診に関する		況の確認		
定期的な教育・研				
修の実施				
・医療機関に対する				
精密検査結果報告				
の義務化の指導・				
通知				

(各都道府県からの進捗状況の評価結果についての報告のイメージ)

	実績	
県の協議会について	開催回数	O回
	委員に占めるがん患者・家族の比率	0%

到達目標	目標(平成24年)		実績	
がん年齢調整死亡率の減少	全がん年	龄調整死亡率	全がん年齢調整死亡率	
	減少率	0.0%	(人口 10 万対)	
			0.0	
	 部位別年齢調整死亡率		部位別年齢調整死亡率	
	減少率		()	人口 10 万対)
	胃	0.0%	胃	0.0%
	大腸	0.0%	大腸	O. O%
	肝臓	0.0%	肝臓	0.0%
	肺	0.0%	肺	0.0%
	乳房	0.0%	乳房	O. O%
	食道	0.0%	食道	O. O%
	胆のう	0.0%	胆のう	O. O%
	膵臓	O. O%	膵臓	O. O%
	子宮	O. O%	子宮	O. O%
	卵巣	0.0%	卵巣	O. O%
	前立腺	0.0%	前立腺	O. O%
	膀胱	0.0%	膀胱	0.0%
	リンパ組約		リンパ組約	哉 ○.○%
・緩和ケア研修を行う指導医師数		〇人		OΥ
・指針に基づく研修会の終了医師数		O人		OΥ
- 在宅療養支援診療所		〇カ所		〇カ所
・がん患者の在宅での死亡割合		0.0%		0.0%
がん診療連携拠点病院における地		_		_
域連携クリティカルパス整備率		0%		0%
がん対策情報センターによる研修				
を終了した相談員		O.A.		O人
検診受診率				
胃(男)		0.0%		0.0%
胃(女)		0.0%		0.0%
子宮		0.0%		0.0%
乳		0.0%		0.0%
肺(男)		0.0%		0.0%
肺(女)		0.0%		0.0%
大腸(男)		0.0%		0.0%
大腸(女)		0.0%		0.0%
喫煙する者の割合 (男性)		0.0%		0.0%以下
(女性)		0.0%		0.0%以下